

【背景】

配偶者等からの暴力(DV/ドメスティック・バイオレンス)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、男女平等・共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題です。

市では、高岡市男女平等推進条例第7条において、「何人も(略)男女の人権を損なう行為を行ってはならない(略)」と明記しています。また、これまで、DV予防啓発講座の開催やDV被害者の相談等の支援を進めてきました。

しかし、配偶者からの暴力に関する相談件数が増加傾向にあり、被害が顕在化していること、被害者の保護についての社会的認識も高まってきていることから、市民一人ひとりがDVは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、DVを容認しない社会の実現にむけ、関係施策を総合的かつ効果的に展開していく必要があります。

【重点事業】

- ◆配偶者暴力相談支援センター機能整備によるDV被害者支援の充実
男女平等推進センターに、配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、DV被害者の支援の充実に努めます。
- ◆DV等の予防に関する啓発事業の実施
男女平等推進センターで、DVやセクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発事業を行います。またデートDVを防止するため、若い世代への予防啓発プログラムを開発・実施するなど、啓発を図ります。
- ◆地域での支援者に対するDV防止に関する出前講座の実施
学校関係者、民生委員・児童委員及び人権擁護委員など、地域での支援者に対し、DV防止に関する出前講座を実施し、啓発に努めます。

話スペース
ぽこ*あ*ぽこ

安心して話ができる場です。

女性ならどなたでも参加できます。(申込みは要りません)

とくにテーマを決めないで、自分の話したいことや聞いてほしいことなど、話し合いのルール(聞いたことを外へ持ち出さない等)を守り、ファシリテーター(進行役)がいて話しをします。話すことで、思いが少し整理されたり、あらたな気づきにつながることもあります。

日時：毎月第4木曜日 19:00~20:30
(2/28、3/28)

場所：男女平等推進センター会議室

平成25年度も継続の予定です。
4月からの日程は、改めてご案内いたします。

平成25年度 男女平等推進センター登録活動団体更新手続きのご案内

現在センターに登録されている団体・グループ等の平成24年度の登録有効期限は、平成25年3月31日(日)です。

引き続き登録を希望する場合は、更新手続きの書類に必要事項を記入の上、2月28日(木)までに提出する必要があります。(期限までに提出されない場合、平成25年度の登録更新ができない場合があります。)

また、新規登録は年度中随時できますので、登録を希望する団体・グループ等は、男女平等推進センターへお問い合わせください。



高岡市男女平等推進センターの案内

高岡市男女平等推進センターは、男女平等・共同参画社会を実現するための拠点施設です。相談、講座等の開催、男女平等・共同参画を進めるための市民活動やネットワークづくりの支援、図書の貸出しや情報誌の発行等による情報提供などを行っています。

※休館日 毎月第4木曜日・12月29日~翌年の1月3日

<相談室> 専任相談員が、DVや生き方、夫婦の問題等いろいろな相談を受けています。

相談時間
〔月・火・水・金・土〕 9:30~16:30
〔木〕 14:00~20:00

相談室専用電話
(0766)20-1811

〒933-0023 富山県高岡市末広町1-7(ウイング・ウイング高岡6階)

TEL(0766)20-1810 FAX(0766)20-1815

ホームページ <http://www.city.takaoka.toyama.jp/kikaku/0208/gec/>



高岡市男女平等推進

〒933-0023 富山県高岡市末広町1-7

(ウイング・ウイング高岡6階)

tel.(0766)20-1810 fax.(0766)20-1815

E-mail. gec@city.takaoka.lg.jp

HP. <http://www.city.takaoka.toyama.jp/kikaku/0208/gec>

2013
2月1日 発行

第43号

ありて
mate
めいと

「ありて」は、自分の力で問題解決していくイギリスの童話「アリーテ姫の冒険」の主人公の名前です。「私の未来は私が創る」とアリーテはいます。

センターだより

センター 相談室から

～悩んでいることはありませんか？
ひとりで悩まないで、ご相談ください～

相談室（配偶者暴力相談支援センター）では、夫婦や親子のこと、生き方、人間関係、DV（配偶者、恋人など親密な関係の中でおこる暴力）など、電話や面接（要予約）により、さまざまな相談を受けています。

安心できる場所で、あなたがかかえている不安なこと、困っていることなどを話してみてください。

●DVの相談が増えています

昨年度（平成23年度）1年間の延べ相談件数 3,039 件のうち、一番多かったのはDVです。

殴る、蹴るなど以外にも、大声でどなる、暴言をはく、生活費を渡さない…などもDVです。

生活の中で、こわいとか、不安に感じることはないですか。DVかな？と思ったら相談してみてください。

●あなたが悪いわけではありません

相談される方は、「私に悪いところがあったのでは」「自分さえ我慢すれば」など、迷いながら相談に来られます。

相談室では、相談される方の話しをよく聴き、心に寄り添いながら問題に向き合い、共に考えていくことを心がけています。必要があれば、関係機関などに同行します。

●一人で悩まないで

一人で悩まないでください。

また、悩んでいる方がおられたら、聞いてあげてください。そしてセンター相談室のことを教えてあげてください。



相談室はプライバシーに配慮した個室になっています。1室にはベビーベッドも備えています。



電話相談／面接相談（要予約）

相談室専用電話

0766-20-1811

相談時間

〔月・火・水・金・土曜日〕

9：30～16：30

〔木曜日〕

14：00～20：00

※ 相談室は、日曜日と毎月第4月曜日が休みです。